

第2号議案資料

平成26年度 事業計画書(案)

社会福祉法人 東湖園
法人本部
特別養護老人ホーム東湖園
通所介護センター東湖園
居宅介護支援事業所東湖園
在宅介護支援センター東湖園
グループホーム百歳万歳
あかつき保育園

〒311-1504
茨城県鉾田市安房1670-12
TEL 0291-33-6700
FAX 0291-33-3837
E-mail tokoен@jasmine.ocn.ne.jp
H P <http://www.tokoен.hello-net.info/>

目 次

I	はじめに	3 ページ
II	法人の経営理念	4 ページ
III	社会福祉法人東湖園のアクションプラン	4 ページ
IV	法人の平成26年度事業計画	6 ページ
V	事業所別計画	7 ページ
	1 特別養護老人ホーム東湖園	7 ページ
	①介護計画	7 ページ
	②給食計画	14 ページ
	③保健衛生計画	15 ページ
	④地域交流計画	16 ページ
	⑤年間行事計画	17 ページ
	⑥年間リハビリ計画	21 ページ
	⑦平成26年度職員研修計画表	20 ページ
	2 通所介護センター東湖園	22 ページ
	3 居宅介護支援事業所東湖園	24 ページ
	4 銚田市在宅介護支援センター東湖園	25 ページ
	5 グループホーム百歳万歳	26 ページ
VI	防災計画、防災研修及び訓練計画表	29 ページ
VII	各種会議、委員会活動及び職員研修	30 ページ
VIII	あかつき保育園	31 ページ

I はじめに

今こそ見せよう！福祉の底力を！！

社会福祉法人東湖園は、地域の高齢者福祉と児童福祉のニーズに応えるため、次のような事業を進めてきました。

特別養護老人ホーム東湖園本館	昭和63年 5月 (定員50名)
通所介護センター	平成 5年12月 (定員30名)
在宅介護支援センター	平成 6年 8月
短期入所生活介護本館	平成 9年 4月 (定員10名)
居宅介護支援事業所	平成11年 9月
高齢者グループホーム百歳万歳壱番館	平成14年 6月 (定員 9名)
あかつき保育園	平成16年 4月 (定員60名)
特別養護老人ホーム東湖園新館	平成17年 1月 (定員30名)
短期入所生活介護新館	平成17年 1月 (定員10名)
介護予防事業所(短期、通所)	平成18年 4月
高齢者グループホーム百歳万歳弐番館	平成24年 4月 (定員 9名)
トライ あかつきキッズクラブ	平成26年 4月 予定

近年、全国的に介護従事者の高い離職率の問題や、人材確保の困難な状況といった諸問題が起きております。社会福祉法人は、一層の質の高いサービスの提供が求められたり、職員の処遇改善が求められたりと、社会福祉法人としての経営環境が大変厳しいのが現状です。この状況を打開する為、当法人で最もこだわりたいのは「ひと」、当法人の最大の財産である人材であり、高いサービスの質を追求する為に、「人材の育成」は、常に東湖園の最重要課題の一つであると考えます。これからの少子高齢社会においては「人を採用し、育てていくこと」、そして「職員が長く働き続けられる環境を整備すること」に当法人の将来がかかっていると言っても過言ではありません。2014年度は法人全体で「ひとづくり組織」への挑戦を目指します。具体的な「ひとづくり」については、「人材の採用」、「キャリア支援」、「資格取得支援」、「子育て支援」、「高齢者雇用」、「福利厚生」など、様々な切り口が考えられます。これら全てを2014年度に実現するのは難しいですが、チャレンジをしていきたいと思っております。

また、4月にはあかつき保育園では学童施設「トライ あかつきキッズクラブ」も開設されます。昨今、少子高齢化が叫ばれておりますがそれに反して待機児童が問題となっており、理由としては、離婚率の上昇や核家族化、共働きの増加が挙げられ、子供の面倒を見たくても働かなくてはならないという家庭が増加しております。そうしたニーズに応えていく事こそが当法人の使命であると思っております。

今後、ますます少子高齢化が進む中で、誰もが住み慣れた街で、安心して心豊かに人としての暮らしが続けられるよう、地域の人々がお互いに助け合い、支えあっていくことができる街づくりを目指し、当法人がその中核を担い、地域に根ざした高齢者福祉・児童福祉事業の推進に尽力していきます。

II 法人の経営理念

◇施設の使命

地域でご利用者様とそこご家族様が安心して安全に生活が営めるような拠点といたします。

◇地域の発展

法人の特徴を生かし、医療・福祉の中核基地として地域に参加し、地域社会の発展に寄与いたします。

◇法律の遵守

法律を守り広い視野で、長期的な夢をもって、あらゆる分野で先駆けるような経営をいたします。

◇サービスの質の向上

職員の技術・知識の向上に努め、ご利用者様とご家族様のニーズに迅速に応えます。

◇未来への挑戦

「医療・福祉」「地域」「利用者」「法人」「職員」の可能性を引き出します。

III 社会福祉法人東湖園のアクションプラン

(1) 利用者に対する基本姿勢

① 人権の尊重

ご利用者様の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスの提供に努めます。

② サービスの質の向上

常にご利用者様の立場に立ち、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めます。

③ 社会、地域との関係の継続

ご利用者様の生活が施設やサービスの中で完結することなく、ご家族様や知人・友人、地域住民との関係が継続、さらに促進されるように支援します。

④ 生活・ケア環境の向上

良質かつ安心・安全なサービス提供を実現するため、利用者の生活環境・ケア環境の整備に努めます。

(2) 社会に対する基本姿勢

① 地域福祉の推進

地域における福祉システムの構築に主体的に関わり、多様な関係機関、組織、個人との連携・協働を主導して地域の福祉課題に取り組みます。

② 公益的取り組みの推進

低所得者の支援や既存の制度では対応できない地域の生活課題、福祉需要に即応した先駆的、開拓的な取り組みを推進します。

③ アカウンタビリティの徹底

福祉サービスの社会に与える影響の大きさを自覚し、利用者、地域とのコミュニケーションを図ると共に、積極的な情報開示、情報提供等に努め説明責任を果たします。

④ 行政との連携・協力の促進

地域の福祉増進に向けて、行政との連携・協力を図り、かつ健全な関係を保持します。

(3) 福祉人材に対する基本姿勢

① トータルな人材マネジメントの実現

経営理念に基づき、目指す事業経営を実現する為、期待する職員像を内外に明示し、トータルマネジメントシステムを構築します。

② 職員処遇の向上

良質な福祉人材を確保するため賃金改善はもとより、それにとどまらない職員処遇全般の向上に取り組みます。

③ 働きがいのある職場の実現

円滑なコミュニケーションのもと、職員が仕事を通じて成長と達成を実感できる職場づくりを進めます。

④ 職員育成の充実

法人の期待する職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組みます。

(4) マネジメントにおける基本姿勢

① コンプライアンスの徹底

社会福祉法人組織やその事業を実施するうえでの関係法令はもとより、法人の理念や諸規程さらには広く社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。

② ガバナンスの確立

コンプライアンスを徹底し、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して組織全体を適切に統治します。

③ 財務基盤の安定化

公益性の高い事業活動の推進および信頼性の高い効果的・効率的経営の観点から、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理・会計処理を行います。

④ 経営管理者の役割の遂行

社会福祉法人の経営管理者は、リーダーシップを発揮し、事業計画の実践に努めます。また、趣旨に反する事態が発生した場合は、経営者自らが問題解決にあたる姿勢を明確にし、原因を究明するとともに説明責任を果たし、再発防止に努めます。

IV 平成26年度事業計画

(1) 経営方針を明確にする

法人の進むべき方針を明確にし、すべての職員に浸透させ、健全経営に活かします。

(2) 加算体制を整備し経営の安定を図る

経営の安定はもちろん、施設の質の向上にもつながるため、1つでも多くの算定要件をクリア出来るよう努力していきます。従来からの看取り介護加算、機能訓練加算、栄養マネジメント加算、看護体制加算は今後も継続して努力をし、サービス提供体制強化加算、認知症専門ケア加算、口腔機能維持管理加算等についても、今後も積極的に取り組んでいき加算体制を整備します。

(3) 人材育成に注力する

年々複雑化する制度の中で、日々職員は資質の向上を目指し、その制度に対応していかなければなりません。私たちは、東湖園を利用される方々に、常により良いサービスが提供できるよう、プロ意識を持ち資質、専門性の向上を目指します。

(4) 組織を充実させる

時代は変わっても、変わってはいけないものが職員の福祉に対する基本姿勢であると思います。どのような時代であれ、安心した生活継続のために、一人ひとりが福祉に携わる職員として、基本を学び「気づき」の目を磨き、業務の見直しや事故防止に対する創意工夫等に取り組みます。職員の「輪」はご利用者様の「和」である事を念頭に、利用者家族様ご協力のもと、チーム力のある質の高いサービスを目指します。

また、東湖園には様々な、それぞれ特徴の異なる福祉サービスがあります。この異なる福祉サービスを上手に組み合わせる事で、ご利用者様へ相乗的な効果が生まれてくると考えています。そのためには、組織的に全体として機能することが必要です。そして、介護と医療のそれぞれの機能が円滑に連動させ、今の時代に添ったサービスを提供します。

(5) 働きやすい職場環境をつくる

介護従事者の人材確保が困難である現状を改善し、質の高いサービスを安定的に提供する為に、職員の処遇改善を進めていきます。

(6) 医療との連携、認知症ケアを充実させる

重度化するご利用者様への質の高いサービスを提供する観点から、適切な看護師の配置により高まる医療ニーズへの対応や、介護福祉士を中心とした認知症ケアの充実を図り、介護が困難なご利用者様に対しても質の高いケアを実践していきます。

(7) 利用者、家族、地域との連携を密にする

ご利用者様、ご家族様の声を反映いたします。
地域の福祉の中核基地として責務を果たします。

(8) 施設、設備の老朽化に伴う対応をする

施設や設備の老朽化に伴い、計画的に購入、修繕等を行います。

V 各事業所計画

1 特別養護老人ホーム東湖園

介 護 計 画

【介護方針】

すべてにおいて愛護的介護を実践していきます。

「東湖園憲章」

- 一、私達は、誠意と愛をもって園熟さんに接します。
- 一、園熟さんが、自分の家に居るようにお世話します。
- 一、園熟さんに言われる前に察して、園熟さんの望む事をして差上げます。
- 一、園熟さんに、気配りをして恥をかかせません。

ご利用者様に対し、人生の先輩として尊敬の念を忘れずに、個々のニーズを把握し、快適な生活を送れるよう介護します。また、職員は自己研鑽に励み、サービスの質の向上を目指します。法令遵守の考えに基づき、プライバシー等にも配慮します。

【介護老人福祉施設目標】

「笑顔が一番」

笑顔がもつ「優しさ」「明るさ」「温かさ」が介護の原点だと思います。介護技術や介護知識または経験の前に、笑顔で日常のサービスを提供していきます。介護の原点に戻り笑顔溢れる支援を行います。

「利用者及び家族との信頼関係を構築」

ご利用者様、ご家族様の要望に応える中で、可能な範囲、努力できる事等を十分に説明し、共通理解出来るよう努めていきます。そして、ご利用者様目線での快適な生活を目指し、ご利用者様の本心・本音を捉えるようにします。

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護目標】

在宅での要介護者に対し、個々の状況にあったサービスを提供する事で、地域社会への貢献をしていく事を目標にサービスの提供を行います。日頃から慣れた環境と異なった場所での生活になり、家族から離れる心理的不安、戸惑い等、ご利用者様にとって負担が大きく不安な場面も想定されます。よって、受け入れるご利用者様の利用される背景をよく理解し、他職種間の連携を図り、安全かつ適切なサービス提供の実施に努めます。

「生活相談員」

(基本方針)

(1) 積極的な情報公開

選ばれる施設作りへ役立つようホームページを活用・充実させ、施設のイメージアップを図る。

(2) ボランティアなどの受け入れや地域交流の推進

地域に信頼される施設作りの為に、ボランティアの受け入れや地域交流の場を積極的に設けていく。

(3) スムーズな入所対応

事前面接により入所までのスムーズな対応を心がけ、ご家族・ご利用者様にホームでの生活が安心してスタート出来るよう努める。

(4) ケアマネジメント

- ① ご利用者様のそれぞれのニーズや課題を分析して、的確なケアプランを作成し、質の高い介護サービスを提供します。
- ② サービス担当者会議を行い、関係職員間の連携を図り、新しい視点での個別ケアを実施します。

(業務計画)

(1) 情報の収集と管理

- ① 情報の性質や背景、情報源の特徴を理解し、各種情報の収集、精査、整理、発信を行います。
- ② ご利用者様の状況（年齢・家族構成など）等、必要なデータを整備します。
- ③ 個人情報保護の業務指針にそって適切に管理します。

(2) 利用者との信頼関係の構築

- ① 気持ち（思っていること、家族・家への想い、施設生活に関する事など）を聞く機会を設けます。
- ② 利用開始直後は、特に接する機会を持つように致します。
- ③ 必要に応じ代弁機能を果たし、社会資源に対する働きかけを行います。

(3) 新しい生活の不安

在宅から施設、病院から施設のように、生活する場所が変わると、少なからずストレスが生じます。不安、混乱、喪失感、寂しさなど生じている心理面を注視し、悩みに耳を傾け、心情を共感すると共に、一つひとつ課題を解決し新しい生活が充実するよう、共働します。

また、在宅生活等の時と比べ、ご家族との関係や役割に変化が生じてくることがあります。ご利用者様とご家族様が新たな良い関係を構築できるよう、側面的に支援いたします。

(4) 施設サービス計画

- ① 計画書は介護・看護・栄養・相談の、各専門職が主体的に取り組める様、必要な支援を行います。
- ② 定められた更新期間を遵守します。
- ③ ご利用者様及びご家族様が誤解なく理解しやすい表現を用います。
- ④ 事故予防に一層の重点を置き作成します。

(5) 事業・サービス内容の説明と同意

- ① 利用契約書及び同重要事項説明書の説明と同意を得ます。
- ② 施設サービス計画の交付・説明を行い、同意を得ます。

(6) 権利擁護

- ① 苦情の申し出に対し、内容及び背景や取り巻く環境の調査・分析をし、解決策を検討する。また、法人が迅速な対応ができるよう働きかけます。
- ② 必要に応じて成年後見制度等の紹介、活用等支援します。
- ③ 認知症により、制限されてしまいがちな個人の自由や意思決定が、保障されるよう支援します。

(7) 関係機関・施設・地域との連携

- ① 居宅介護支援事業者・他施設との連携を図り、円滑にサービス提供ができるよう努めます。
- ② サービス担当者会議などに参加し、支援体制づくりへの情報提供・提案を行います。

(8) ターミナルケア

医療と連携し、ご利用者様及びご家族様のニーズに応え、ターミナルケアが円滑に推進できるよう窓口となり、各部署、関係機関との情報のパイプ役となるよう努める。個人、家族と何処でどのように死を迎えたいか、どんな人生を過ごしたいか。家族としてはどのように見送りたいかを確認し、支援します。

また、ご家族様全員が悔いのない別れをし、ご利用者様との死別後にも遺族の心が癒されるよう心理的、社会的援助を行います。

「本館」

ご利用者様が満足して生活して頂けるよう支援させていただきます。ご利用者様一人ひとりの人権を尊重し、職員間の信頼関係を深めると共に家族の協力も得ながら利用者、家族、職員間の交流を図り、安心して生活して頂けるようにします。

(1) 食事について

食べることは楽しみの一つでもあり、食卓の雰囲気気を配り、利用者の嗜好、健康状態に対応した楽しい食事を提供します。

また、ご利用者様・職員共手洗い、消毒など衛生管理にも努めます。

(2) 入浴について

更衣や入浴中のプライバシーを確保し、くつろいだ雰囲気の中で入浴できるよう支援します。また病気等で入浴できない方には、適宜清拭を行い清潔が保たれるよう配慮します。

(3) 排泄について

個々の人間性を尊重しながら、排泄の自立を促していきます。また、やむを得ずオムツを使用する場合においても、プライバシーの保護と随時の交換を行い、清潔保持に努めます。

(4) リハビリについて

機能訓練指導員の指導のもと、リハビリテーション実施計画表を作成し、生活リハビリや機能訓練を行い、ADLの維持向上に努めます。

(5) 行事について

花見、端午の節句、クリスマス会、ひなまつり等の季節的な行事や、誕生会等の月例行事を、季節感と日常生活に潤いを与える行事として実施します。また、アンケートも取り入れ、個々の希望に添えるように努めていきます。そのほか地域との交流行事として納涼祭、敬老会の行事も実施していきます。

誕生会には、あかつき保育園との交流を図り、楽しみやいきがいをもって頂ける環境作りに努めます。

(6) 看取りケアについて

医師が看取り期と診断し、ご利用者様やご家族様からご希望があった際には、看取りケアを実施致します。

(7) 認知症ケアについて

常に最新の情報や技術を取り入れながら、職員の質を高めサービスの向上を図ります。

(8) リスクマネジメントについて

事故報告書、ヒヤリ・ハット報告書をもとに、原因の分析や再発防止策を検討し、介護事故ゼロにし、安全な生活が送れるようにします。

「新 館」

ユニットで暮らす園熟さんが生き生きと、その人らしい生活ができる場の提供に努めます。また、24時間シートを作成し、園熟さんの要望を常に把握し、生きがいのあるより良い生活が送れるように支援していきます。

個別ケアの充実

(1) 食事について

- ・ 日々の生活の中で一番楽しみのある食事は、嗜好や健康状態に対応した食事の提供に努めます。
- ・ ユニットごとにご飯の炊ける匂いがし、みそ汁の香りをかいで、家庭的な雰囲気心がけます。

- ① 食事の盛り付けも園熟さんの目の前で行ったり、食事の直前に盛り付けるなど、保温、保冷に配慮し五感で楽しんでもらいます。
- ② 食事の形態も多様なニーズに対応し安心して園熟さんが食事をして頂けるように努めます。
- ③ 自分の箸や瀬戸物の湯呑みや茶碗を取り入れ、家庭で召し上がっているのと同じような環境作りに取り組みます。
- ④ 高齢者は、水分の摂取が不足がちになり易い事を念頭に置き、こまめな水分補給を行います。

(2) 入浴について

入浴は、身体の清潔と心身のリラクセスの場として、ゆっくり快適に入っていただけるよう配慮します。

- ① 個々に適応した入浴方法やその時の状況に応じた対応を考え、清潔保持はもちろんの事、精神的にもリラックスしていただけるよう配慮します。
- ② 個別ケアの観点から、入浴については出来るだけマンツーマン対応でゆっくり入っていただきます。
- ③ 常に園熟さんのプライバシーの確保に配慮し個別対応に努めます。
- ④ 入浴時、身体チェックを行い、皮膚疾患の早期発見に努めます。
- ⑤ 入浴が出来ない時は、代替え日を設けたり、清拭を実施し清潔保持に努めます。

(3) 排泄について

園熟さん一人一人の排泄リズムを把握し、人間らしい基本的な行為の実現のため援助を実施します。

- ① 一人一人の排泄リズムを把握し、その人にあった排泄方法を実施し、自立に向けたケアの実現に取り組みます。
- ② オムツを使用する方にも、プライバシーの配慮に注意し、随時交換していきます。

(4) 口腔ケアについて

- ① 誤嚥の危険性、感染症を防ぐためにも、随時、口腔ケアを行っていきます。
- ② 口腔ケアが嚥下機能の維持につながる事を認識し、いつまでも経口摂取できよう努めていきます。

(5) 生活援助について

当たり前前の生活を実現するために、一人一人の意思を尊重し、個々のニーズにあった処遇に努めます。

園熟さん一人一人の生活リズムを個別に把握できるよう 24 時間シートを作成していく。作成後も、園熟さんの身体状況に合わせ、随時見直していきます。

- ① 寮母会議、リーダー会議を毎月実施し、各ユニット間の情報の共有や、問題点を掲げ、よりよいサービスが提供していけるようにします。
- ② 生活習慣や個々の暮らしを尊重する為にも、園熟さんそれぞれのリズムで起床、就寝をして頂きます。
- ③ 身だしなみ等についても過去の生活歴を把握し、個々に合わせた対応を目指します。
- ④ 機能訓練指導員の指導のもと、リハビリテーション実施計画表を作成し、生活リハビリや機能訓練を行い、ADL の維持向上できるようにする。また東湖園独自の食前体操を取り入れながら、園熟さんが毎日できることを見つけ自立支援を目指します。

(6) 生活環境について

生活の場であることを念頭に、その人その人のお部屋のしつらえを考え、落ち着ける環境作りに努めます。

- ① ユニット費で、各ユニットにおいて、季節の感じられるような花や飾り購入する。
- ② 誕生日会のプレゼントを購入し、各ユニットの独自性が出せるようにします。
- ③ ユニット内の美化に配慮し、住環境を整備し、園熟さんが気持ちよく生活して頂けるように努めます。

(7) リスクマネジメントについて

ヒヤリハット報告書、今までの事故報告書をもとに会議等で検討し、介護事故ゼロを目指していきます。

(8) 看取りケアについて

- ① 個別ケアの終点として、終末期を支えるためにも施設でできることを明確にしていきます。
- ② 園熟さん、家族の意向を最優先した看取りケアを実践していけるようにしていきます。

(9) 行事・外出・レク活動について

花見、ドライブ、納涼祭、敬老会、クリスマス会、正月等四季折々の行事を園熟さんが主体となるものを企画し、家族の参加も積極的に促していきます。

- ① 外出についても、職員が行き先を決めるのではなく、園熟さんに事前にアンケート等で意向を確認し、地域行事への参加や見学等を行い地域との社会的つながりを作っていきます。
- ② あかつき保育園との定期的なふれあいの中から、温かさや楽しみをもらい園熟さんに生きがいを持っていただけるような環境を作ります。
- ③ ボランティアの方々の協力を得て、物づくりの楽しさやハンドベルやキーボードを使用しての演奏や季節の歌を歌うことで、心の開放や、人との共感に繋がっていきます。

「共通事項」

(1) ケアプランの作成

個別ケアが出来るように、また自立の促進と生活向上のため、本人、家族、職員が参加し、カンファレンスを行い、ケアプランを作成していきます。作成したケアプランは職員への周知徹底を図り、統一したケアが出来るようにします。

(2) 入所について

- ① 施設見学、入所相談について
施設見学の希望者については、その都度対応を行い施設の雰囲気といった実際の環境を実感していただけるように努めます。
- ② 入所申込者について
定期的に入所判定委員会を開催し、それに従って順次入所対応の働きかけを行っていきます。
- ③ 入所待機者への対応について
入所についての意向やご本人の現況について定期的に電話等により確認を行います。状態に変化があるときには、申し込み内容について変更し再度判定委員会にて判定します。
- ④ 稼働率について
特養、ショートステイの利用は、必要な方が利用できるよう、居宅介護支援事業所等との情報交換を密にし、効率的な利用をして頂くように努めます。
- ⑤ 家族との関係について
ご家族様への情報の提供と共有に努めると共に、家族からの要望や思いに応え、信頼関係と連携を深めていきます。

- ⑥ その他
介護度が高い方や看取りケアを希望する方が増えてきています。他職種と連携をとり、十分な情報収集を行い、利用者ニーズを的確に把握し、個別ケアができるようにします。状態変化時は随時ケアプランを見直し、本人や家族等を交えてカンファレンスを行いケアの統一を図ります。

(3) 権利擁護について

利用者の権利擁護のため、成年後見人制度等について、利用者、家族に対して情報を提供します。成年後見センター、リーガルサポート等の成年後見制度の実施組織の連絡先の掲示等を充実させ、必要に応じ行政等へ連絡・相談・調整等を行います。

(4) 身体拘束廃止について

ご利用者様の基本的人権を尊重し、心身共に豊かに生活していただくために、身体拘束廃止に向けて取り組んでいきます。

(5) 個人情報保護について

個人情報保護規程に従い情報の漏洩を防ぎます。

(6) 相談、苦情受付について

- ① ご利用者様、ご家族様にアンケートを実施し、今ご利用者様から何を求められているのか把握していきます。
- ② ご利用者様、ご家族様からの相談に対し、傾聴の姿勢で対応し、ご利用者様が安心して生活できる環境作りを目指していきます。
- ③ 介護サービス計画の策定については、ご利用者様の個々の身体状況の変化だけに留まらず、ご利用者様の意思を尊重して、ご家族様に対しても、十分な情報提供に努め、合意の上で援助を図ります。
- ④ 介護サービス計画担当者会議の開催等、職員間の情報共有と意思統一の統括を行い、ケアサービス全体のマネジメントを進めると共に関係機関との連携に努めます。
- ⑤ 在宅復帰希望者については、十分な環境整備が出来るよう、関係機関との連携に努めます。
- ⑥ 生活上の悩みや対人関係のトラブル、金銭上の不安等と施設生活を送る上での諸題について、ご利用者様、ご家族様の話をよく聞き、問題の解消にあたります。
- ⑦ 新規入居の方には、施設の内容についてご納得いただける様に説明し、早く施設になじめるよう援助します。
- ⑧ 苦情相談受付をした案件については、速やかに苦情受付窓口担当者より責任者へ報告し、必要に応じた処置対策を実施します。また、定期的に第三者委員に苦情内容、対応事項を報告する機会を持ち、情報開示に配慮します。

(7) 褥瘡予防について

褥瘡予防対策委員会を中心に褥瘡予防に努めます。

(8) 介護事故について

事故報告書・ヒヤリハット報告書を見直し、事故防止に努め、また予測の感性を磨いていきます。

(9) 実習生、ボランティアの受け入れについて

ボランティア、実習生を積極的に受け入れ、地域社会との連携を強化していきます。

(10) 家族会との連携について

家族会では、各種行事に参加協力を要請するだけにとどまらず、施設運営やケアサービス全般にわたる意見交換を行い、利用者の方々の生活に対して、共に援助し合う協働関係にある事を確認しながら、施設に関する情報は原則的に公開することを基本に、東湖園への理解を更に深めていただく事を目的とします。

(11) 技術、知識の向上

様々な状態の方を支援していくにあたり、専門的技術・知識の習得のため、積極的に園内外研修、資格取得を目指します。

(12) 既存設備等の修繕

ご利用様がより快適に生活ができるように、必要な箇所の修繕を行います。

給食計画

(1) 給食業務の基本

食事の時間は生活において楽しいひと時であり、健康上欠かすことのできないものであるという観点から、食事の提供は嗜好や健康状態に応じたものとし、環境と雰囲気作りに配慮し、食中毒等の食品衛生にも注意して業務を行っていきます。

(2) 目 標

① 楽しい時間の提供

職員一同雰囲気作りの環境整備には気を遣い、楽しくゆっくり食事を楽しんで頂きます。

② 食事の時間

配膳時間を考えて適温提供をします。

③ 献立の工夫

季節の食材や地元の食材を使用し、バラエティー豊かな献立に努めます。嗜好調査、残菜調査を随時実施し、献立に反映させます。行事食やバイキング食等の献立も随時行っていきます。

④ 食品の安全性確保

消費期限の把握、検便の実施など安全性についても充実を図ります。

⑤ 利用者の把握

介護職員と連携をとりながら、食事状況の把握を行い、食べやすいものを提供していきます。

⑥ 調理室の衛生保持と食中毒の防止

調理室の清潔保持、整理整頓、自主点検を行い、衛生保持と食中毒の防止に努めます。また、職員に対し感染症の情報提供や、利用者の食事前の手洗い及び手指消毒や食品保管等の衛生管理の徹底を図ります。

(4) 歯科検診

歯科医師（大貫歯科）の協力を得て、年1回（5月）入所者の口腔、義歯、臼歯等の検診を実施します。

(5) インフルエンザ予防接種

ご家族様と連絡を取り、ご利用者様の予防接種の有無を確認する。
インフルエンザ予防接種は家族の了解を得たご利用者様より主治医へ相談後、11月初旬に予防接種を行う。
季節性新型インフルエンザ予防接種の費用については自費とする。

(6) リハビリ

協力病院である銚田病院より、理学療法士（PT）・作業療法士（ST）に來園して頂き、リハビリ計画を基にご利用者様の機能訓練を実施し、ADLの維持向上に努める。

(7) 介護職員との協働

各種委員会と相談し、職員の医療に関する知識向上の為に研修を実施します。
（バイタルチェックの測定、緊急時の対応、終末期の対応、感染症対応等）
介護職員による痰吸引及び経管栄養の実地研修の指導。

(8) ターミナルケアの取り組み

ご利用者様やご家族様のご希望に沿ったターミナルケア指針に基づき実施します。
また、協力病院である銚田病院、ご家族様と連携を図り実施致します。
看取り終了後、関わった職員とカンファレンスを実施致します。

地 域 交 流 計 画

開かれた福祉施設といわれ、地域社会と共にある施設こそ真の社会福祉法人であると考えます。地域福祉の中核基地としての役割を担っていきます。
地域の方に施設の行事等に参加していただき、また地域の行事へ積極的に参加し、地域との交流が継続出来るようにしていきます。

(1) 地域社会の理解と努力

東湖園が地域の一員として理解され、協力が得られるよう行うものであります。

- ① 広報紙を発行、近隣へ発送し、東湖園の活動について周知します。
- ② 地域で主催する行事への積極的参加と、施設行事への招待などで交流を深めます。
- ③ 老人クラブ等を招待し交流を図ります。
- ④ ボランティアの受け入れ、体験学習の実習受け入れを行います。

(2) 地域社会への福祉サービス

東湖園が蓄積した福祉ノウハウや機能を地域の社会資源として福祉の充実のため行うものであります。

- ① ショートステイ事業等を実施し、在宅での生活を支援します。
- ② 市町村、社協と連携し、独居高齢者の介護や相談業務を行います。
- ③ 近隣の小学校との交流を通じ、福祉に関する知識と施設の理解を深めていく機会を設けます。

年 間 行 事 計 画

《園内行事》

- ・誕生日会、お楽しみ会（ゲーム大会、ボランティアとの交流）
- ・保育園との交流会、季節毎の行事

《園外行事》

- ・ドライブ（買い物、お食事、観光地散策）

（１）年間目標

- ① 誕生の祝いをする事で、長寿の喜びを味わうと共に、レクリエーションを行ったり、家族や地域の人々と交流を持つことで、楽しいひとときを過ごしていただきます。
- ② 地域の人々と交流を持ち、地域の一員であることを認識すると共に地域との協力関係を築きます。
- ③ 保育園と交流を持つことで、孫や曾孫の世代とふれあい穏やかなひとときを過ごしていただきます。
- ④ 季節を感じる行事を実施します。
- ⑤ 買い物を体験することで、社会の一員であることを認識し、自分で品物を吟味する楽しみを味わっていただきます。
- ⑥ 近隣にドライブし、外気にふれてリフレッシュをしていただきます。

(2) 行事計画 (本館)

日 程	行 事	内 容
4 月	お花見会 ドライブ	地域の桜の名所を訪ね、お花見を楽しむ。 銚田市内へ出かけ気分転換を図る。
5 月	端午の節句 菖蒲湯	柏餅を作る。 お風呂を菖蒲湯にする。
7 月	七夕まつり	七夕飾りを作り、短冊に願い事を書く。
8 月	納涼祭 西瓜割り 塔ヶ崎観音	納涼祭を企画し、家族や地域の方々と交流を図る。 西瓜割りを楽しむ。 塔ヶ崎観音様を参拝する。
9 月	敬老会 お月見	園熟様の長寿と健康をお祝いする。 十五夜
10月	運動会 お月見 芋煮会	あかつき保育園児と一緒に、体を動かして気分転換をする。 十三夜 芋を煮て食べる。
12月	クリスマス会 餅つき大会 忘年会	季節感のある催し物を企画する。 お供えを園熟様とともに作る。 季節感のある催し物を企画する。
1 月	新年会 初詣 塔ヶ崎観音	新年をお祝いする。 銚神社へ初詣に出かける。 塔ヶ崎観音様を参拝する。
2 月	節分	豆をまき、福を招き幸福を祈念する。
3 月	ひな祭り 苺狩り バイキング	ひな壇を飾る。 苺狩りに出かける。 家族会主催寿司バイキングを行う。

※①毎月、誕生日会実施。

②喫茶コーナー週1回実施。

③各種行事には行事食を実施。

(3) 行事計画 (新館)

日 程	行 事	内 容
4 月	お花見会	地域の桜の名所を訪ね、お花見を楽しむ。
5 月	端午の節句 菖蒲湯	柏餅を作る。 お風呂を菖蒲湯にする。
6 月	ドライブ	銚田市内へ出かけ気分転換を図る。
7 月	七夕まつり	七夕飾りを作り、短冊に願い事を書く。
8 月	納涼祭 西瓜割り 塔ヶ崎観音	納涼祭を企画し、家族や地域の方々と交流を図る。 西瓜割りを楽しむ。 塔ヶ崎観音様を参拝する。
9 月	敬老会 お月見	園熟様の長寿と健康をお祝いする。 十五夜
10月	運動会 お月見 芋煮会	あかつき保育園児と一緒に、体を動かして気分転換をする。 十三夜 芋を煮て食べる。
11月	文化祭	銚田市文化祭を見学する。
12月	クリスマス会 餅つき大会 忘年会 冬至	季節感のある催し物を企画する。 お供えを園熟様とともに作る。 季節感のある催し物を企画する。 柚子湯を楽しむ。
1 月	新年会 初詣 塔ヶ崎観音	新年をお祝いする。 銚神社へ初詣に出かける。 塔ヶ崎観音様を参拝する。
2 月	節分	豆をまき、福を招き幸福を祈念する。
3 月	ひな祭り バイキング	ひな壇を飾る。 家族会主催寿司バイキングを行う。

日々の生活の中で、余暇時間を活用し趣味を生かせるように支援します。

- ・誕生会 (毎月1回)
- ・カラオケボランティア (毎月1回)
- ・手芸ボランティア (毎月1回)
- ・音楽療法 (毎月1回)
- ・喫茶コーナー (週1回)
- ・家族会主催の園外活動や外食 (随時)

(4) クラブ活動（本館・新館）

クラブ名	日 程	内 容
散歩クラブ	随 時	園内、園周辺の散歩。
(目 的)		日頃の運動不足解消。気分転換。身体機能の維持向上。
カラオケクラブ	随 時	ひばりボランティアさんと共にカラオケ。
(目 的)		声を出して気分転換。懐かしい歌を歌って昔を思い出し気分の安定を図る。
音楽クラブ	月 1 回	ボランティアの先生指導のもとハンドベルの演奏。
(目 的)		ハンドベルの澄んだ音色の中で癒しのひとときを過ごす。
買い物クラブ	週 1 回	園内、園外買い物。
(目 的)		地域交流。
運動クラブ	月 2 回	①あかつき保育園児とラグビーの練習。 ②レクリエーション、リハビリ体操
(目 的)		身体機能の維持向上。園児とのふれあい。
グルメクラブ	随 時	レストランにて外食。
(目 的)		自分の食べたいものを選ぶという意志決定を楽しんでいただく。
料理クラブ	随 時	職員と利用者で一緒に簡単なおやつ調理。
(目 的)		利用者毎に役割意識を持っていただく。
手芸クラブ	随 時	①横山先生（V o）に折り紙を教えていただく。 ②季節感のある塗り絵を行う。 ③作品を一緒に創る。
(目 的)		指先、脳の機能の低下を防ぐ。仕上がった作品の達成感を味わっていただく。
書道クラブ	随 時	習字を行う。
(目 的)		四季折々の文字を書き、言葉から季節を感じていただく。
園芸クラブ	適 時	職員と利用者で一緒に農作業を行う。
(目 的)		種まきや収穫を通じて、四季を感じていただく。

年 間 リ ハ ビ リ 計 画

専従の機能訓練指導員を配置し、さらなる機能訓練体制の充実を図ります。

(1) 年間目標

- ① 器具を活用したり、歩行訓練等を行うことで体力やADL機能の維持向上を図ります。
- ② 職員や利用者同士が関わることにより、聴覚、視覚、触覚等の刺激を受け精神的活性化と情緒安定を図ります。
- ③ スポーツレクリエーションやゲームレクリエーションを行う事により、協調性や社会性の刺激を受け、機能の低下を防止します。

(2) 機能訓練の種類

療法の種類	練習内容	具 体 的 内 容
運動療法	関節可動域訓練	①各関節の屈曲、外転、内転
	座位保持練習	①座位耐性練習 ②座位バランス練習
	立位練習	①立ち上がり練習 ②立位保持練習
	バランス訓練	①バランス保持練習
	歩行練習	①階段歩行練習 ②段差歩行練習 ③平行棒練習 ④歩行器による練習 ⑤杖による練習 ⑥手すりによる練習
	移乗動作練習	①車椅子からベッド、トイレ等への移乗練習
	移動練習	①車椅子自操作練習
作業療法	手 芸	①折り紙、編み物等作品作り
	園 芸	①花木の栽培、手入れ
	絵 画	①絵を描く
言語療法	発声練習	①呼吸法 ②発声法
	音 読	①単語の音読 ②朗読
	その他	①カラオケ
嚥下訓練	嚥下体操	①口、舌のストレッチ
温熱療法	ホットパック	①冷え、肩こり、腰痛、関節痛の緩和
物理療法	マッサージ	①冷え、肩こり、腰痛、関節痛の緩和
その他	各生活場面における身体機能維持訓練	

2 通所介護センター東湖園

平成26年度は、職員の知識、技術の向上を図り、ご利用者様・ご家族様から、より一層信頼されるデイサービス作りに取り組んでいきます。

1. サービスの内容

- (1) ご利用者様が今以上のサービスを望んでいるのか、満足感を得ているのか等の要望を定期的に調べていきます。
- (2) 機能訓練のサービスについては、かかりつけの医師や担当ケアマネージャーと相談してプログラムを作成していきます。
- (3) 機能訓練の一環として、定期的に握力測定を行い、ご利用者様の身体把握に努めます。又、ロコモティブ体操を行う事により、下肢筋力の低下防止に努めていきます。
- (4) 誕生会に保育園児が参加してくれる事により、ご利用者様の笑顔が増える為、今後も継続していきます。
- (5) コミュニケーションの一環として、また家庭的な雰囲気を作る為、昼食はご利用者様と一緒に摂りつつ身体状況の把握に努めます。
- (6) 入浴の際、使用している温泉水はご利用者様に好評の為、今後も継続します。浴室の季節に合わせたレイアウトも継続していきます。
- (7) レクリエーションで、職員の手作りによるゲームは好評な為、今後も継続します。
- (8) 園外活動（ドライブ）が好評の為、今後も継続します。行き先については意見を聞き検討します。
- (9) 季節感を味わってもらう為にも、花見、運動会、クリスマス会等を実施します。また、回想法の一環として、植物作り等を取り入れていきます。

2. 事故防止の強化を図る

(1) 車両事故防止

- ① 送迎時の事故防止策として、運行前の仕業点検表にてチェックを行い、常に走行出来るようにします。
- ② 携帯電話を常備することにより、事故が発生した場合には「緊急時対応マニュアル」に従い、被害者優先の処置を行います。
- ③ 道路状況を常に把握し、渋滞・情報等の連絡を取り合い、ご利用者様の負担を軽減します。

(2) 施設内の事故防止

- ① 常にリスクマネジメントを念頭に入れて、環境整備を行います。
- ② ご利用者様に体調不良が生じた場合には、直ちに看護師に対応を仰ぎ、適切な処置をとります。また、家族・ケアマネージャーとの連絡を速やかに行います。
- ③ ヒヤリ・ハット報告書を職員全員が書き記し、ご利用者様、個人個人の状況をいち早く共有する事で、自己を未然に防ぐよう努めます。

3. 行事計画

平成26年度行事予定	
4 月	ドライブ（お花見） 喫茶コーナー（1週間2品目を手作りする予定） 作品作り 鯉のぼり作り *誕生会（あかつき保育園招待）
5 月	玉造ふれあいランドへ鯉のぼり見学 喫茶コーナー（1週間2品目を手作りする予定） 作品作り 紫陽花の絵を作る A 折り紙を破る B 貼り絵で紫陽花を作る *誕生会（あかつき保育園招待）
6 月	喫茶コーナー（1週間2品目を手作りする予定） 作品作り 七夕の絵 *誕生会（あかつき保育園招待）
7 月	ドライブ 喫茶コーナー（1週間2品目を手作りする予定） 作品作り 納涼祭ポスター *誕生会（あかつき保育園招待）
8 月	納涼祭 喫茶コーナー（1週間2品目を手作りする予定） 作品作り 秋の絵のぬり絵 *誕生会（あかつき保育園招待）
9 月	敬老会 喫茶コーナー（1週間2品目を手作りする予定） 作品作り 運動会ポスター *誕生会（あかつき保育園招待）
10月	喫茶コーナー（1週間2品目を手作りする予定）、運動会 作品作り 敬老会ポスター *誕生会（あかつき保育園招待）
11月	喫茶コーナー（1週間2品目を手作りする予定） 作品作り クリスマス飾り作成 *誕生会（あかつき保育園招待）
12月	クリスマス会、ゆず湯、門松作り、*誕生会（あかつき保育園招待） 喫茶コーナー（1週間2品目を手作りする予定）
1 月	初詣参拝（磯前神社、鉾神社） 喫茶コーナー（1週間2品目を手作りする予定） 作品作り 節分のポスター *誕生会（あかつき保育園招待）
2 月	豆まき、雛人形作り 喫茶コーナー（1週間2品目を手作りする予定） 作品作り ひな祭り *誕生会（あかつき保育園招待）
3 月	保育園交流会 喫茶コーナー（1週間2品目を手作りする予定） 作品作り 春の貼り絵 *誕生会（あかつき保育園招待）

3 居宅介護支援事業所東湖園

【事業目的】

ご利用様が、要介護状態等となった場合においても、可能な限り在宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に、提供されるよう配慮いたします。介護支援の提供にあたっては、ご利用様の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、ご利用様に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行い、事業の運営に当たっては、行政、医療機関、介護保険施設等との連携に努めます。

【事業の内容】

1. 要介護認定の申請にかかる援助

要介護認定を受けていない利用申込者について、申込者の意思を踏まえて速やかに要介護認定申請が行われるよう、必要な援助を行います。また、ご利用様の介護認定等の更新申請に必要な援助を行います。

2. 要介護認定の訪問調査に関する委託業務

銚田市等から、介護保険訪問調査の委託を受けた場合は、公平かつ中立の立場で適正な調査を行います。

3. 介護予防サービス計画作成にかかる委託業務

銚田市地域包括支援センターから、介護予防サービス計画作成の委託を受け、自立支援に向けたプランを作成します。

4. 居宅支援に関する業務

- (1) 要介護認定を受けたご利用様の依頼を受け、居宅サービス計画の作成に関する業務を介護支援専門員が担当します。担当者は、サービス計画の作成に先立ち課題分析を行い、ご利用様およびそのご家族様の希望を元に原案を作成します。
- (2) 介護支援専門員はその原案を元にサービス担当者会議を開催します。
- (3) サービス事業実施後においても、計画の変更や居宅サービス事業所の連絡調整を継続的に行います。
- (4) ご利用様が介護保険施設等への入院、または入所を希望する場合には、紹介等の援助をします。
- (5) 介護保険施設等から退院、または退所となる利用者の居宅における生活への移行を援助します。
- (6) ご利用者様からの苦情に迅速かつ適切に対応します。
- (7) 給付費請求に関する業務を行います。

【平成26年度目標】

何度かの制度改正が行われました。しかし、介護保険サービスの「要」として重要な役割は変わりありません。介護保険制度の休む間もない改変を、ご利用様・ご家族様との信頼のもとで、不安を与えないように生活の継続に配慮しながら、一人ひとりのニーズに合わせたケアプラン作成を心がけます。

また、基礎となる共通した医療や介護に関する知識の習得にも積極的に努力いたします。

平成26年度職員研修計画表

	新人職員研修	現任職員研修
4月	施設内研修	銚田市ケアマネ研究会、総会
5月		銚田市ケアマネ研究会 要介護認定調査員研修会
6月	認定調査員新任研修会	認定調査員現任研修
7月	茨城県介護予防支援従事者研修	銚田市ケアマネ研究会
8月		
9月		銚田市ケアマネ研究会 介護予防事業担当者研修会
10月		
11月		銚田市ケアマネ研究会
12月		認定調査員現任研修
1月		銚田市ケアマネ研究会
2月		銚田市ケアマネ研究会 認定調査員研究会
3月		

4 在宅介護支援センター東湖園

【事業計画】

銚田市より委託を受け、在宅で安心して生活ができるよう高齢者（虚弱、独居、認知症、寝たきり等）の方々、若しくは介護している方に24時間体制で、電話、面接、訪問等により在宅介護に関する総合的な相談をお受けしています。

また、行政及び保険、医療、地域包括支援センターの各種機関と連携し、在宅介護について必要なサービスが受けられるよう連絡調整を図り支援する事を目的とします。

【事業内容】

- 1 介護保険サービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援。
- 2 高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業。
- 3 支援困難ケースへの対応などケアマネージャーへの支援。
- 4 一人暮らし、高齢者世帯等の実態把握と生活相談業務。
- 5 介護者教室の実施。
- 6 福祉用具の展示。
- 7 保健・福祉サービスの利用申請手続きの代行。

【平成26年度目標】

地域包括支援センターの「補完機能」として、また地域密着の協力機関として、地域住民の身近な相談機能としてだけでなく、実態把握による一人暮らし高齢者への対応、認知症高齢者の早期発見など地域ケアの拠点として活動します。

また、地域住民のニーズを的確に感じるための手段をいろいろ試してみて、地域の中で少しでも社会福祉法人の使命として還元できるようにいたします。

5 グループホーム百歳万歳

【目 標】

共同生活介護計画に基づき、ご利用者様個々の生活歴などを尊重し、家族、友人をはじめ地域との関係を切り離すことなく、家庭的な環境づくりに配慮し、利用者同士の交流が深まるよう、ご入所者様の意向を尊重し、日常生活が不安なく、安心して送れるよう支援していきます。

【内 容】

1. 暮らしの支援、充実

各ご利用者様の生活歴、本人にとって大切な経験や出来事を知り、その人らしい暮らしや尊厳を支えます。

2. 認知症高齢者の理解と受容

認知症について更に理解を深めると共に、自分らしさを素直に表現し、自分で出来る喜びと達成感のある毎日が送れるよう様々な「かかわり」を大切にし、信頼関係を構築します。また、職員の更なる質の向上に努めます。

3. 地域との交流

日常生活の中で地域との結びつきを大切にし、地区行事あるいは地域のイベント等には積極的に参加していき、生活を豊かなものにしていきます。
また、避難訓練に近隣住民の協力が得られる体制を築いていきます。

4. 事故防止と安全な生活

自らの意思を表現したり、他者に相談したりする事が困難な認知症高齢者の方の、個々の生活パターンと言葉に代わる仕草やサインを見逃すことなく、介護計画を通じて細部にまで把握する事に努め、ご利用者様の健康管理や状態の変化をはじめとし、常にリスクマネジメントを意識し、安全な生活を提供します。また、食の安全確保のために自家栽培の野菜を多く取り入れた食事を提供していきます。

5. 運営推進会議の充実

運営推進会議を充実させ、地域住民やボランティアとの連携、協力体制を築き開かれた運営をはかります。

6. 医療連携体制の整備

銚田病院との連携し、24時間連絡可能な看護師の確保をし、健康管理・医療連携体制を強化します。

7. 通所介護・介護予防通所の受け入れ

出来る限り通所・介護予防通所の受け入れをし、在宅での認知症介護が継続できるよう支援します。また、グループホームでの楽しみを見つけていただけるようお手伝い致します。

【年 間 行 事】

《園内行事》

- ・誕生日会、お楽しみ会（ゲーム大会、ボランティアとの交流）
- ・保育園との交流会、季節毎の行事

《園外行事》

- ・ドライブ（買い物、お食事、観光地散策）

（1）年間目標

- ① 皆様と共に誕生の祝いをする事で、長寿の喜びを感じ、楽しいひとときを過ごしていただきます。
- ② 地域の人々と交流を持ち、地域の一員であることを認識すると共に地域との協力関係を築きます。
- ③ 保育園と交流を持つことで、孫や曾孫の世代とふれあい穏やかなひとときを過ごしていただきます。
- ④ 季節を感じる行事を実施します。
- ⑤ 買い物を体験することで、社会の一員であることを認識し、自分で品物を吟味する楽しみを味わっていただきます。
- ⑥ 近隣にドライブし、外気にふれてリフレッシュをしていただきます。
- ⑦ 耆番館、式番館入所者と交流を深める事で、より一層家庭的な雰囲気を味わって頂きます。

（2）行事計画

日 程	行 事	内 容
4 月	お花見会	地域の桜の名所を訪ね、お花見を楽しむ。
5 月	端午の節句	柏まんじゅう作りを行う。
6 月	ドライブ	近隣へ出かけ気分転換をする。
7 月	七夕まつり	七夕飾りを作り、短冊に願い事を書く。
8 月	納涼祭	舞踊や太鼓、夜店等を企画し、家族や地域の方々と交流を図る。
9 月	敬老会	ご利用者様の長寿と健康をお祝いする。
10月	運動会	あかつき保育園児と一緒に、体を動かして気分転換をする。
11月	文化祭見学	銚田市の文化祭を見学する。
12月	忘年会 餅つき大会	季節感のある催し物を企画する。 お供えを利用者と共に作る。
1 月	新年会 初詣	新年をお祝いする。 大洗磯前神社へ初詣に出かける。
2 月	節分	豆をまき、福を招き幸福を祈念する。
3 月	ひな祭り 寿司バィキング	ひな人形を作成する。 目の前で職人に寿司を握ってもらいいただく。

※①誕生日会、喫茶コーナーは随時実施。

②各種行事には行事食を実施。

(3) 余暇活動

活動名	日程	内 容
散歩	随時	園内、園周辺の散歩。
(目的)		日頃の運動不足解消。気分転換。身体機能の維持向上。
カラオケ	随時	ひばりボランティアさんと共にカラオケ。
(目的)		声を出して気分転換。懐かしい歌を歌って昔を思い出し気分の安定を図ります。
買い物	月2回	園内、園外買い物。
(目的)		地域交流。
喫茶	随時	職員とご利用者様と一緒に簡単なおやつを作る。
(目的)		利用者毎に役割意識を持っていただく。
手芸	随時	①横山先生（Vo）に折り紙を教えていただく。 ②季節感のある塗り絵を行う。 ③作品を一緒に創る。
(目的)		指先、脳の機能の低下を防ぐ。仕上がった作品の達成感を味わっていただく。
書道	随時	習字を行う。
(目的)		四季折々の文字を書き、言葉から季節を感じていただく。
園芸	適時	職員とご利用者様と一緒に農作業を行う。
(目的)		種まきや収穫を通じて、四季を感じていただく。
音楽ボランティア	随時	ボランティアさんと共に歌う。
(目的)		唱歌、童謡を歌う事で昔を懐かし思い出す。

防 災 計 画

火災及び地震若しくはその他の災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、各種研修訓練を実施します。

(1) 災害防止に対する考え方

- ① 火災や地震等の災害に遭遇した際に、職員1人1人が冷静な判断、的確な指示が出来るよう、日頃から消火・通報・避難・心肺蘇生等の緊急時対応訓練を実施している。また、災害が起きた際、スムーズに連携が取れるように地域の消防署や消防団と合同訓練を行っている。今後は、地域の方々に訓練等に参加して頂き、地域の防災拠点になっていければと考えます。
- ② 防犯に対しては、警備会社日警と契約しており、24時間体制で警備を行っている。また、緊急時の際には直ちに駆けつけられる体制になっており、定期的に日警と合同の防犯訓練を行う事で、連携の向上や職員の防犯意識の向上に努めている。その他に防犯マニュアルを作成し、職員が把握するように指導すると共に、HOT BOXを設置し、定期的に巡回して頂き、警備の強化に努めている。

(2) 重度者への対応

重度者の方には出来る限り寮母室に近い居室をご利用して頂き、火災や震災の際などに安全かつ容易に避難出来るように配慮している。また、寝たきりの方も容易に避難出来るように担架、ストレッチャー等も常備している。

(3) 地域防災組織との連携状況

当施設の総合訓練時には必ず消防署員の立会いをお願いしている。また、地元の消防団に参加をして頂き、施設の消防施設や避難経路、利用者の状態等を把握してもらっている。訓練終了後には、訓練内容の講評を受け、次回の訓練の参考にしている。

(4) 訓練内容

- ① 個別訓練
消火、通報、避難訓練を単独に行います。
- ② 総合訓練
銚田消防署、消防団の協力を頂きながら年2回実施します。
- ③ 心肺蘇生法訓練
銚田消防署から指導を受け心肺蘇生法を修得します。
- ④ 各種設備の点検
緊急時に円滑に使用できるよう、専門業者による点検と防災委員を中心とした自主点検を行います。

(5) 各種対策

- ① 避難場所
火元、気象条件等を考慮し、適切な避難経路、避難場所を定めていきます。
- ② 自力歩行者、車椅子使用者、寝たきりの利用者についての避難方法について、予め定めおきスムーズに避難誘導を行います。
- ③ 消防署、消防団との連携を密にします。
- ④ 非常食を確保しておきます。
- ⑤ 特別養護老人ホーム、通所介護センター、グループホーム、保育園が協力し、全事業所として防災対策にあたります。

各種会議、委員会活動及び職員研修

サービスの質の向上、技術知識の習得、介護保険制度上の適正な運営等を目的に実施していきます。

1. 各種会議

職員相互の十分な意思の疎通を図り、共通認識にたった業務遂行のため、各種会議を実施します。(詳細別途参照)

2. 各種委員会

サービスの質の向上のため、具体策を検討協議することを目的に実施していきます。(詳細別途参照)

3. 職員研修

職員の資質と職務能力を高め、利用者に提供するサービスを向上させるため研修を行います。

① 施設内研修

施設内で開催する研修であり、技術向上、知識修得、その他必要な情報の修得の場とし、定期的な開催を計画し、様々な職種の参加で開催します。

② 施設外研修

社会福祉協議会、老人福祉施設協議会等で主催される各種研修会に参加します。